平成２９年（フ）第１６０５号
大阪市東住吉区矢田４丁目17番３号　クレアハイムＡ　201号
債務者　牛田　喜行
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５６号
大阪府東大阪市布市町１丁目10番40号
債務者　大坪　鈴子（旧姓増本）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９５９号
大阪府東大阪市上石切町１丁目７番41号
債務者　渡邊　理沙
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９９１号
大阪市住吉区苅田９丁目７番４－407号、前住所大阪市住吉区苅田９丁目７番４－202号
債務者　山内　　淳
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０３１号
大阪市都島区網島町14番８号　桜宮コンソルト215号、住民票上の住所大阪市東成区深江南１丁目14番24号　伊原方
債務者　前田勝こと　金　　勝
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４４号
大阪府豊中市服部元町２丁目12番３－302号
債務者　長島　輝明
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０７３号
大阪府寝屋川市寿町14番１号
債務者　古平久美こと　ＧＵ　ＭＩＮ　顧　敏
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０８６号
大阪市東淀川区豊里６丁目１番11－203号
債務者　松下優二郎
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２７号
大阪府摂津市浜町６番20号
債務者　西川富美子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２８号
大阪市東成区中道３丁目７番11号
債務者　青山　　亮
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１８０号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番８－705号
債務者　川幡　晋寛
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６号
福岡県飯塚市上三緒629番地　市営上三緒団地住宅12棟48号
債務者　藤岡　伸一
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１８７号
千葉県流山市市野谷195番地の２（運Ａ９街区１）202
債務者　藤宮　　豊
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８８号
千葉県流山市市野谷195番地の２（運Ａ９街区１）202
債務者　藤宮ナリこと　金　　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９７号
千葉県市川市大野町３丁目1453番地１（ヴィラフローレスタＷ棟202号）、申立時の住所千葉県松戸市西馬橋１丁目18番地の３　ＦＯＳＴＥＲ・ＣＯＵＲＴ203号
債務者　成田　弥生（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２５４号
千葉県我孫子市柴崎台１丁目12番17号（101号）　サンハイツＣ号館
債務者　川尻　智子（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部